

平成 28 年 3 月 議 案 概 要 書  
市 議 会 定 例 会 (当初予算等分)

< 議案 >

A 予算案件 (20件)

1 一般会計

(1) 平成28年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 継続費      ウ 債務負担行為      エ 地方債

2 特別会計

(1) 平成28年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(2) 平成28年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(3) 平成28年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(4) 平成28年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 平成28年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(6) 平成28年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 平成28年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(8) 平成28年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(9) 平成28年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 平成28年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(11) 平成28年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(12) 平成28年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(13) 平成28年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(14) 平成28年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(15) 平成28年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

### 3 企業会計

(1) 平成28年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(2) 平成28年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

(3) 平成28年度富山市公共下水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費                      エ 企業債

- (4) 平成28年度富山市病院事業会計予算
  - ア 収益的収入及び支出
  - イ 資本的収入及び支出
  - ウ 企業債

## B 条例案件（40件）

### 1 富山市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 公文書の公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しないこととする。
- (2) 情報公開審査会への諮問事項に、公文書の公開請求に係る不作為について審査請求があったときを加える。
- (3) 情報公開審査会への諮問は、弁明書の写しを添えてしなければならないこととする。
- (4) 意見書又は資料の提出について情報公開審査会が相当の期間を定めるときは、その期間内に提出しなければならないこととする。
- (5) 情報公開審査会に提出された意見書又は資料が電磁的記録である場合、閲覧は記録された事項を審査会が定める方法により表示したものにより、写しの交付は記録された事項を記載した書面により行うこととする。
- (6) 制度改正に伴う規定の整備
- (7) その他規定の整備
- (8) 施行期日 平成28年4月1日

### 2 富山市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しないこととする。

(2) 個人情報保護審査会への諮問事項に、保有個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときを加える。

(3) 個人情報保護審査会への諮問は、弁明書の写しを添えてしなければならないこととする。

(4) 意見書又は資料の提出について個人情報保護審査会が相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならないこととする。

(5) 個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料が電磁的記録である場合、閲覧は記録された事項を審査会が定める方法により表示したものにより、写しの交付は記録された事項を記載した書面により行うこととする。

(6) 制度改正に伴う規定の整備

(7) その他規定の整備

(8) 施行期日 平成28年4月1日

### 3 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

(1) 富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正  
制度改正に伴う規定の整備

(2) 富山市職員の退職手当支給条例の一部改正

ア 引用法律の改正

「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」

↓

「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」

イ 制度改正に伴う規定の整備

(3) 富山市市税条例の一部改正  
制度改正に伴う規定の整備

(4) 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
制度改正に伴う規定の整備

(5) 施行期日 平成28年4月1日

4 富山市行政不服審査会条例制定の件

(1) 趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、富山市行政不服審査会を設置するもの。

(2) 富山市行政不服審査会の設置

ア 委員定数 5人以内

イ 任期 2年

(3) 施行期日 平成28年4月1日

5 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 引用条文の改正

(2) 施行期日 平成28年4月1日

6 富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率の改定

「0.86」 → 「0.88」

(2) 施行期日 平成28年4月1日

7 富山市職員の退職管理に関する条例制定の件

(1) 趣旨

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるもの。

(2) 再就職者のうち、規則で定める職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、職員に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(3) 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、市長に規則で定める事項を届け出なければならない。

(4) 施行期日 平成28年4月1日

8 富山市水力発電交付金基金条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市水力発電交付金基金の廃止

(2) 施行期日 平成28年4月1日

9 富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 五福小学校の移転

「富山市五福3994番地」 → 「富山市五福4431番地2」

(2) 上滝幼稚園の廃止

(3) 施行期日 平成28年4月1日

10 富山市郷土博物館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 施設の追加

ア 名称及び位置

名 称	位 置
富山市本丸亭	富山市本丸1番32号

イ 使用料

種 別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 1 時間につき （円）
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時	
茶室及 び和室	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500	2,500	1,250

（２）施行期日 平成２８年５月２１日

11 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

（１）指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、自立訓練を受けることが困難な障害者に対し通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練とみなすこととする。

（２）施行期日 平成２８年４月１日

12 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例及び富山市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件

（１）私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額並びに市立幼稚園の保育料を算定する際に用いる市町村民税所得割の額の計算方法の改正

「所得割の額の計算においては、地方税法第３１４条の７、第３１４条の８並びに附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第６項の規定は適用しない。」

↓

「所得割の額の計算においては、子ども・子育て支援法施行規則第２０条に規定する地方税法の規定は適用しない。」

（２）施行期日 平成２８年４月１日

13 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

（１）市立保育所の保育料を算定する際に用いる市町村民税所得割の額の計算方法の改正

「所得割の額の計算においては、地方税法第３１４条の７、第３１４条

の 8 並びに附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しない。」

↓

「所得割の額の計算においては、子ども・子育て支援法施行規則第 20 条に規定する地方税法の規定は適用しない。」

(2) 保育所の移転

ア 堀川保育所

「富山市堀川小泉町一丁目 16 番 24 号」

↓

「富山市磯部町三丁目 9 番 3 号」

イ 豊田保育所

「富山市豊若町一丁目 6 番 13 号」

↓

「富山市豊田本町一丁目 2 番 3 号」

(3) 堀川保育所の時間外保育料の区分の追加

区 分		時間外保育料 (円)	
午後 4 時 45 分から午後 6 時 15 分まで	日利用	1 回	300
	月利用	月額 5,000	
午後 6 時 15 分から午後 7 時まで	日利用	1 回	300
	月利用	月額 5,000	

(4) 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日。ただし、(2) ア、(3) は平成 28 年 3 月 28 日、(2) イは規則で定める日。

14 富山市立和光寮条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 和光寮の移転

「富山市中市二丁目 1 番 5 号」 → 「富山市西番 104 番地 1」

(2) 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日



15 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

(1) 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

引用条文の改正

(2) 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

引用条文の改正

(3) 施行期日 平成28年4月1日

16 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定療養通所介護の基準の削除

(2) 基準該当短期入所生活介護の事業を行うためには、基準該当短期入所生活介護事業所は特定の事業所に併設しなければならないが、併設することができる事業所に指定地域密着型通所介護事業所を加える。

(3) 受託居宅サービス事業者が外部サービス利用型指定特定施設において提供する受託居宅サービスに指定地域密着型通所介護を加える。

(4) 施行期日 平成28年4月1日

17 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準については、次のものを除き、省令の基準どおりとする。

記録の保存年限

省令	条例
2年	5年

省令 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6箇月に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、当該報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならないこととする。

(3) 引用条文の改正

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 平成28年4月1日

18 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託することができる事業者に指定地域密着型サービス事業者を加える。

(2) 受託介護予防サービス事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設において提供する受託介護サービスに指定地域密着型通所介護を加える。

(3) 附則で富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年富山市条例第23号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

指定介護予防通所介護事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型通所介護事業所の人員又は設備に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防通所介護事業所の人員又は設備に関する

基準を満たしているものとみなすことができることとする。

(4) 施行期日 平成28年4月1日

19 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6箇月に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、当該報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならないこととする。

(2) 引用条文の改正

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成28年4月1日

20 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 賦課限度額の改定

ア 基礎賦課額

「520,000円」 → 「540,000円」

イ 後期高齢者支援金等賦課額

「170,000円」 → 「190,000円」

(2) 軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額の改定

ア 5割軽減

「260,000円」 → 「265,000円」

イ 2割軽減

「470,000円」 → 「480,000円」

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成28年4月1日

21 富山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保健福祉センターの移転

ア 大沢野保健福祉センター

「富山市高内365番地」 → 「富山市高内333番地」

イ 大山保健福祉センター

「富山市三室荒屋830番地」 → 「富山市上滝525番地」

(2) 施行期日 平成28年4月1日

22 富山市富南会館条例制定の件

(1) 趣旨

市民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、富山市富南会館を設置するもの。

(2) 位置 富山市悪王寺128番地

(3) 施設

ア 会議室

イ 多目的ホール

ウ 和室

エ 料理室

オ その他必要な施設

(4) 使用料

種別	使用時間区分による金額(円)						超過料金 1時間に つき(円)
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	
小会議室	3,200	4,200	3,800	7,400	8,000	11,200	1,100
中会議室	6,000	8,000	7,200	14,000	15,200	21,200	2,000
多目的 ホール	10,800	14,400	12,900	25,200	27,300	38,100	3,600
和室	4,600	6,200	5,500	10,800	11,700	16,300	1,600
料理室	3,800	5,100	4,600	8,900	9,700	13,500	1,300

冷房又は暖房期間中に会館を使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。

(5) 施行期日 平成28年6月1日

23 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 錬成館の廃止

(2) 牧体育館の廃止

(3) 施行期日 平成28年4月1日

24 富山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定の件

(1) 趣旨

消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるもの。

(2) 消費生活センターには、所長、消費生活相談員その他消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(3) 消費生活相談員は、内閣総理大臣若しくは内閣総理大臣の登録を受けた法人の行う消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者とする。

(4) 市長は、事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(5) 施行期日 平成28年4月1日

25 富山市商工業振興条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 融資のあっせんを行う対象の追加

融資のあっせんを行う対象に、特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のものを加える。

- (2) 施行期日 平成28年4月1日
- 26 富山市水橋商工文化会館条例を廃止する条例制定の件
  - (1) 富山市水橋商工文化会館の廃止
  - (2) 施行期日 平成28年4月1日
- 27 富山国際会議場条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1) アートサロンの廃止
  - (2) 施行期日 平成28年4月1日
- 28 富山市浜黒崎キャンプ場条例を廃止する条例制定の件
  - (1) 浜黒崎キャンプ場の廃止
  - (2) 施行期日 平成28年4月1日
- 29 富山市集落センター等条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1) 題名の改正
    - 「富山市集落センター等条例」 → 「富山市集落センター条例」
  - (2) 富山市平等集落センター、富山市道島地区農村集落多目的共同利用施設及び富山市音川東部地区農村集落多目的共同利用施設の廃止
  - (3) その他規定の整備
  - (4) 施行期日 平成28年4月1日
- 30 富山市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件
  - (1) 題名の改正
    - 「富山市農業委員会に関する条例」
    - ↓
    - 「富山市農業委員会の委員の定数を定める条例」
  - (2) 委員定数
    - 委員定数は、24人とする。

(3) 附則で富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

部会の廃止に伴い、部会長の報酬の額の規定を削除する。

(4) 施行期日 平成28年4月1日

31 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

(1) 富山市職員定数条例の一部改正

引用条文の改正

(2) 富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

引用条文の改正

(3) 施行期日 平成28年4月1日

32 富山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 附置義務の緩和

やむを得ない理由がなくとも、建築物から200メートル以内の場所に駐車施設を設けることができることとする。

(2) 駐車施設の規模の基準の緩和

ア 建築物の全部を非特定用途に供するもの

「450平方メートルまでごとに1台分」

↓

「600平方メートルまでごとに1台分」

イ 建築物の全部を特定用途に供するもの

「300平方メートルまでごとに1台分」

↓

「400平方メートルまでごとに1台分」

(3) 駐車台数1台あたりの規模の緩和

1台あたりの奥行

「6メートル以上」 → 「5メートル以上」

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 平成28年4月1日

33 富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 路線の廃止

国際大学線、町内線

(2) 路線名の変更

「環状線」 → 「八尾環状線」

「中核線」 → 「八尾中核線」

「八尾線」 → 「山田八尾線」

「谷線」 → 「谷・牛岳温泉スキー場線」

「スキー場線」 → 「牛岳温泉スキー場線」

(3) 施行期日 平成28年4月1日

34 富山市自転車駐車場の附置等に関する条例制定の件

(1) 趣旨

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、自転車の大量の駐車需要を生じさせる建築物における自転車駐車場の附置及び管理について必要な事項を定めるもの。

(2) 自転車駐車場の附置義務

商業地域内において、次に掲げる用途に供する建築物で、当該用途に供する部分の面積を合計した面積（自動車の駐車のための施設及び自転車駐車場の用途に供する部分の床面積を除く。）が1,000平方メートルを超えるものを新築する者は、当該用途に供する部分の面積を合計した面積に対して250平方メートルまでごとに1台分以上の規模を有する自転車駐車場の、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

建築物の用途	遊技場、小売店舗・コンビニエンスストア、飲食店・カラオケボックス、レンタルビデオ店、スポーツ施設、官公署、銀行、郵便局、学校施設、映画館・劇場、病院・診療所、共同住宅等建築物、事務所
--------	---



(3) 自転車駐車場の構造及び設備

附置する自転車駐車場は、駐車台数1台につき、幅0.6メートル以上、奥行1.9メートル以上とし、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。ただし、特殊の装置を用いる自転車駐車場で、自転車を効率的に駐車させることができると市長が認めるものについては、この限りでない。

(4) 自転車駐車場の管理

附置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するよう管理しなければならない。

(5) 罰則

措置命令に従わなかった者は10万円以下の罰金に、報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は3万円以下の罰金に処する。

(6) 施行期日 平成28年10月1日

35 富山市建築審査会条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 委員の任期は、2年とする。

(2) 施行期日 平成28年4月1日

36 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 長期優良住宅認定制度の改正に伴う手数料の追加

ア 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務

(ア) 登録住宅性能評価機関による技術的審査を経ていないとき

住戸の数が1のもの	68,000円
住戸の数が2以上5以下のもの	160,000円
住戸の数が6以上10以下のもの	250,000円
住戸の数が11以上30以下のもの	500,000円
住戸の数が31以上50以下のもの	900,000円
住戸の数が51以上100以下のもの	1,500,000円
住戸の数が101以上200以下のもの	2,900,000円
住戸の数が201以上300以下のもの	4,100,000円
住戸の数が301以上のもの	5,000,000円

(イ) 登録住宅性能評価機関による技術的審査を経ているとき

住戸の数が1のもの	9,000円
住戸の数が2以上5以下のもの	18,000円
住戸の数が6以上10以下のもの	32,000円
住戸の数が11以上30以下のもの	46,000円
住戸の数が31以上50以下のもの	86,000円
住戸の数が51以上100以下のもの	150,000円
住戸の数が101以上200以下のもの	240,000円
住戸の数が201以上300以下のもの	300,000円
住戸の数が301以上のもの	320,000円

イ 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定に関する事務

(ア) 登録住宅性能評価機関による技術的審査を経していないとき

住戸の数が1のもの	38,000円
住戸の数が2以上5以下のもの	89,000円
住戸の数が6以上10以下のもの	140,000円
住戸の数が11以上30以下のもの	270,000円
住戸の数が31以上50以下のもの	490,000円
住戸の数が51以上100以下のもの	850,000円
住戸の数が101以上200以下のもの	1,600,000円
住戸の数が201以上300以下のもの	2,200,000円
住戸の数が301以上のもの	2,700,000円

(イ) 登録住宅性能評価機関による技術的審査を経ているとき

(1) ア(イ)に掲げる額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴う手数料の新設

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する事務

(ア) 一戸建ての住宅の認定

a 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
----------------------------	---------

住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	39,000円
----------------------------	---------

- b 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき  
5,000円

(イ) 共同住宅の住棟全体又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定

- a 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

住棟部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	70,000円
住棟部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	117,000円
住棟部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	199,000円
住棟部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	285,000円

- b 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

住棟部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
住棟部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
住棟部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
住棟部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	82,000円

(ウ) 非住宅の認定

a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

(a) モデル建物法によるもの

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	148,000円
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	239,000円
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	313,000円
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	376,000円
住棟部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	441,000円

(b) 標準入力法又は主要室入力法によるもの

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	230,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	532,000円
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	656,000円
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	775,000円

住棟部分の床面積の合計が 25, 000 平方メートル以上のもの	884, 000円
----------------------------------	-----------

b 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	10, 000円
非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	27, 000円
非住宅部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	82, 000円
非住宅部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	130, 000円
非住宅部分の床面積の合計が 10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	164, 000円
住棟部分の床面積の合計が 25, 000 平方メートル以上のもの	205, 000円

(エ) 住宅部分を含む複合建築物における建築物全体の認定又は住戸部分の認定を含む建築物全体の認定

(2) ア(ア)に掲げる額又は(2)ア(イ)に掲げる額に、  
(2)ア(ウ)に掲げる額を加算した額

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関する事務

(ア) 一戸建ての住宅の認定

a 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

住宅部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	20, 000円
住宅部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	22, 000円

- b 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき  
5,000円

(イ) 共同住宅の住棟全体又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定

- a 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

住棟部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	39,000円
住棟部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,000円
住棟部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,000円
住棟部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	182,000円

- b 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

(2) ア(イ) bに掲げる額

(ウ) 非住宅の認定

- a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

(a) モデル建物法によるもの

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	49,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	87,000円
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	159,000円

非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	220,000円
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	268,000円
住棟部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	320,000円

(b) 標準入力法又は主要室入力法によるもの

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	120,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	306,000円
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	391,000円
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	468,000円
住棟部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	542,000円

b 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

(2) ア(ウ) bに掲げる額

(エ) 住宅部分を含む複合建築物における建築物全体の認定又は住戸部分の認定を含む建築物全体の認定

(2) イ(ア)に掲げる額又は(2)イ(イ)に掲げる額に、  
(2)イ(ウ)に掲げる額を加算した額

ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に関する事務

(ア) 一戸建ての住宅の認定

- a 建設住宅性能評価書、建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書がないとき

(a) 性能基準によるもの

住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	39,000円

(b) 仕様基準によるもの

住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円

- b 建設住宅性能評価書、建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書があるとき  
5,000円

(イ) 共同住宅の住棟全体又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定

- a 建設住宅性能評価書、建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書がないとき

(a) 性能基準によるもの

住棟部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	70,000円
住棟部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	117,000円
住棟部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	199,000円



住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	285,000円
------------------------------	----------

(b) 仕様基準によるもの

住棟部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,000円
住棟部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
住棟部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	158,000円

- b 建設住宅性能評価書、建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書があるとき

(2) ア(イ) bに掲げる額

(ウ) 非住宅の認定

- a 建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書がないとき

(2) ア(ウ) aに掲げる額

- b 建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書があるとき

(2) ア(ウ) bに掲げる額

- (エ) 住宅部分を含む複合建築物における建築物全体の認定又は住戸部分の認定を含む建築物全体の認定

(2) ウ(ア)に掲げる額又は(2)ウ(イ)に掲げる額に、  
(2)ウ(ウ)に掲げる額を加算した額

(3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴う手数料の新設

書面若しくは書類等の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	書面若しくは書類等を複写機により複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの (1) 単色刷りのもの1枚につき 10円 (2) 多色刷りのもの1枚につき 50円
---------------------------------------	---

(4) 施行期日 平成28年4月1日

37 富山市地域広場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 地域広場の追加

富山市婦中広田地域広場	富山市婦中町広田5300番地20
-------------	------------------

(2) 施行期日 平成28年4月1日

38 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 経営の基本の改正

下水道事業

ア 計画処理人口

「401,925人」

↓

「394,070人」

イ 1日最大処理水量

「269,945立方メートル」

↓

「266,941立方メートル」

(2) 施行期日 平成28年4月1日

39 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 傷病補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。)

又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率の改定

「0.86」 → 「0.88」

(2) 傷病補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)

と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率の改定

第1級の傷病等級 「0.90」 → 「0.91」

第2級の傷病等級 「0.90」 → 「0.92」

上記以外の傷病等級 「0.91」 → 「0.92」

(3) 施行期日 平成28年4月1日

40 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 器具の追加

種 類		離隔距離 (c m)				
		上方	側方	前方	後方	
グリドル付こんろ	不燃以外	100	15	15	15	
	不燃	80	0	—	0	
5.8kW以下の電 磁誘導加熱式調理器	不燃以 外	器具	100	2	2	2
		発熱体	—	10	—	10
	不燃	器具	80	0	—	0
		発熱体	—	0	—	0

(2) 形態の名称の改正

「ドロップイン式」 → 「組込型」

(3) 施行期日 平成28年4月1日

## C その他の議決案件（10件）

- 1 富山市過疎地域自立促進計画策定の件
- 2 辺地に係る総合整備計画策定の件
- 3 辺地に係る総合整備計画の変更に関する件
- 4 訴えの提起の件  
市有地（法定外公共物）内に設置されている工作物等の撤去及び土地の明け渡し等を請求するため、訴えを提起するもの
- 5 財産の無償譲渡の件  
浜黒崎キャンプ場のログハウス等を株式会社浜黒崎観光協会へ譲渡するもの
- 6 財産の無償貸付の件  
浜黒崎キャンプ場の土地を株式会社浜黒崎観光協会へ貸付するもの
- 7 財産の無償譲渡の件  
平等集落センターの土地及び建物を平等自治会へ譲渡するもの
- 8 財産の無償譲渡の件  
音川東部地区農村集落多目的共同利用施設の土地及び建物を下瀬自治会へ譲渡するもの
- 9 財産の無償譲渡の件  
道島地区農村集落多目的共同利用施設の建物を三高自治会へ譲渡するもの
- 10 市道路線の認定及び廃止の件

## <その他>

### D 追加提出（5件）

#### 1 契約案件（1件）

（1）包括外部監査契約締結の件

#### 2 人事案件（4件）

（1）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

（2）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（3）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（4）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

平成28年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	平成28年度		平成27年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B	
一般会計	155,770,762	45.1	168,153,778	47.8	▲ 12,383,016	92.6	
特別会計	1 公債管理特別会計	30,289,744	8.8	27,543,610	7.8	2,746,134	110.0
	2 駐車場事業特別会計	428,090	0.1	455,192	0.1	▲ 27,102	94.0
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	28,791	0.0	28,728	0.0	63	100.2
	4 後期高齢者医療事業特別会計	9,483,534	2.7	9,240,690	2.6	242,844	102.6
	5 介護保険事業特別会計	40,097,359	11.6	39,372,418	11.2	724,941	101.8
	6 国民健康保険事業特別会計	44,516,179	12.9	44,157,019	12.6	359,160	100.8
	7 企業団地造成事業特別会計	232,127	0.1	1,336,028	0.4	▲ 1,103,901	17.4
	8 白樺ハイツ事業特別会計	65,704	0.0	65,371	0.0	333	100.5
	9 牛岳温泉健康センター事業特別会計	67,038	0.0	67,950	0.0	▲ 912	98.7
	10 牛岳温泉スキー場事業特別会計	172,416	0.0	164,085	0.0	8,331	105.1
	11 競輪事業特別会計	17,142,915	5.0	13,612,798	3.9	3,530,117	125.9
	12 農業集落排水事業特別会計	1,349,526	0.4	1,351,468	0.4	▲ 1,942	99.9
	13 公設地方卸売市場事業特別会計	467,860	0.1	807,733	0.2	▲ 339,873	57.9
	14 軌道整備事業特別会計	23,217	0.0	17,472	0.0	5,745	132.9
	15 賃貸住宅・店舗事業特別会計	180,424	0.1	190,609	0.1	▲ 10,185	94.7
特別会計 小計	144,544,924	41.8	138,411,171	39.3	6,133,753	104.4	
企業会計	16 水道事業会計	9,589,724	2.8	9,522,162	2.7	67,562	100.7
	17 工業用水道事業会計	359,089	0.1	472,841	0.1	▲ 113,752	75.9
	18 公共下水道事業会計	22,150,705	6.4	22,127,422	6.3	23,283	100.1
	19 病院事業会計	13,153,706	3.8	13,461,497	3.8	▲ 307,791	97.7
企業会計 小計	45,253,224	13.1	45,583,922	12.9	▲ 330,698	99.3	
合 計	345,568,910	100.0	352,148,871	100.0	▲ 6,579,961	98.1	

# 平成28年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分  款	平成28年度		平成27年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 市税	72,013,465	46.2	70,155,892	41.7	1,857,573	102.6
2 地方譲与税	1,323,200	0.8	1,222,700	0.8	100,500	108.2
3 利子割交付金	115,000	0.1	140,000	0.1	▲ 25,000	82.1
4 配当割交付金	635,000	0.4	489,000	0.3	146,000	129.9
5 株式等譲渡所得割交付金	350,000	0.2	258,000	0.2	92,000	135.7
6 地方消費税交付金	8,977,000	5.8	7,278,000	4.3	1,699,000	123.3
7 ゴルフ場利用税交付金	77,000	0.0	79,000	0.0	▲ 2,000	97.5
8 自動車取得税交付金	247,000	0.2	161,000	0.1	86,000	153.4
9 地方特例交付金	240,000	0.2	250,000	0.1	▲ 10,000	96.0
10 地方交付税	17,400,000	11.2	20,200,000	12.0	▲ 2,800,000	86.1
11 交通安全対策特別交付金	80,000	0.1	80,000	0.0	0	100.0
12 分担金及び負担金	605,910	0.4	1,386,075	0.8	▲ 780,165	43.7
13 使用料及び手数料	3,385,207	2.2	3,497,529	2.1	▲ 112,322	96.8
14 国庫支出金	19,457,435	12.5	21,227,853	12.6	▲ 1,770,418	91.7
15 県支出金	10,510,705	6.7	9,522,844	5.7	987,861	110.4
16 財産収入	337,129	0.2	368,212	0.2	▲ 31,083	91.6
17 繰入金	1,733,911	1.1	4,113,206	2.5	▲ 2,379,295	42.2
18 諸収入	3,496,500	2.2	3,332,667	2.0	163,833	104.9
19 市債	14,786,300	9.5	24,391,400	14.5	▲ 9,605,100	60.6
寄附金			400	0.0	▲ 400	皆減
合 計	155,770,762	100.0	168,153,778	100.0	▲ 12,383,016	92.6

## 平成 2 8 年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	平成 2 8 年度	平成 2 7 年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	72,013,465	70,155,892	1,857,573	102.6
	(1) 市民税	31,863,465	31,317,892	545,573	101.7
	ア 個人	23,469,465	23,114,892	354,573	101.5
	イ 法人	8,394,000	8,203,000	191,000	102.3
	(2) 固定資産税	28,961,000	28,459,000	502,000	101.8
	(3) 軽自動車税	970,000	826,000	144,000	117.4
	(4) 市たばこ税	2,830,000	2,872,000	▲ 42,000	98.5
	(5) 入湯税	105,000	122,000	▲ 17,000	86.1
	(6) 事業所税	3,437,000	3,390,000	47,000	101.4
	(7) 都市計画税	3,847,000	3,169,000	678,000	121.4
2	地方譲与税	1,323,200	1,222,700	100,500	108.2
	(1) 地方揮発油譲与税	358,000	385,000	▲ 27,000	93.0
	(2) 自動車重量譲与税	943,000	823,000	120,000	114.6
	(3) 特別とん譲与税	2,200	2,700	▲ 500	81.5
	(4) 航空機燃料譲与税	20,000	12,000	8,000	166.7
3	利子割交付金	115,000	140,000	▲ 25,000	82.1
4	配当割交付金	635,000	489,000	146,000	129.9
5	株式等譲渡所得割交付金	350,000	258,000	92,000	135.7
6	地方消費税交付金	8,977,000	7,278,000	1,699,000	123.3
7	ゴルフ場利用税交付金	77,000	79,000	▲ 2,000	97.5
8	自動車取得税交付金	247,000	161,000	86,000	153.4
9	地方特例交付金	240,000	250,000	▲ 10,000	96.0
10	地方交付税	17,400,000	20,200,000	▲ 2,800,000	86.1
	(1) 普通交付税	15,500,000	18,300,000	▲ 2,800,000	84.7
	(2) 特別交付税	1,900,000	1,900,000	0	100.0
11	臨時財政対策債	6,500,000	7,700,000	▲ 1,200,000	84.4
12	競輪事業収入	160,000	100,000	60,000	160.0
13	その他	885,497	1,737,326	▲ 851,829	51.0
	合 計	108,923,162	109,770,918	▲ 847,756	99.2



## 平成28年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（歳出）

（単位：千円、％）

区 分 款	平成28年度		平成27年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	785,575	0.5	866,032	0.5	▲80,457	90.7
2 総務費	16,630,099	10.7	20,912,244	12.4	▲4,282,145	79.5
3 民生費	54,907,519	35.2	53,362,891	31.7	1,544,628	102.9
4 衛生費	10,135,425	6.5	11,174,215	6.6	▲1,038,790	90.7
5 労働費	762,597	0.5	767,091	0.5	▲4,494	99.4
6 農林水産業費	4,172,352	2.7	4,668,148	2.8	▲495,796	89.4
7 商工費	4,466,987	2.9	4,708,783	2.8	▲241,796	94.9
8 土木費	23,540,466	15.1	26,196,649	15.6	▲2,656,183	89.9
9 消防費	4,706,193	3.0	5,194,070	3.1	▲487,877	90.6
10 教育費	11,630,391	7.5	15,965,905	9.5	▲4,335,514	72.8
11 災害復旧費	20,500	0.0	20,500	0.0	0	100.0
12 公債費	23,912,658	15.3	24,217,250	14.4	▲304,592	98.7
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	155,770,762	100.0	168,153,778	100.0	▲12,383,016	92.6

## 平成28年度 一般会計予算案 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	平成28年度		平成27年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 人件費	25,697,522	16.5	26,032,779	15.5	▲335,257	98.7
2 扶助費	29,372,650	18.9	29,070,920	17.3	301,730	101.0
3 公債費	23,912,658	15.3	24,217,250	14.4	▲304,592	98.7
義務的経費 小計	78,982,830	50.7	79,320,949	47.2	▲338,119	99.6
4 普通建設事業費	16,200,416	10.4	26,525,539	15.8	▲10,325,123	61.1
(1) 補助事業費	8,332,421	5.4	12,494,920	7.4	▲4,162,499	66.7
(2) 単独事業費	6,767,033	4.3	12,749,321	7.6	▲5,982,288	53.1
(3) 県営事業負担金	1,100,962	0.7	1,281,298	0.8	▲180,336	85.9
5 災害復旧事業費	20,500	0.0	20,500	0.0	0	100.0
投資的経費 小計	16,220,916	10.4	26,546,039	15.8	▲10,325,123	61.1
6 物件費	21,006,115	13.5	21,575,627	12.8	▲569,512	97.4
7 維持補修費	1,616,733	1.0	1,587,931	0.9	28,802	101.8
8 補助費等	18,932,103	12.2	20,055,627	11.9	▲1,123,524	94.4
(1) 負担金寄附金	9,125,212	5.9	10,036,804	6.0	▲911,592	90.9
(2) 補助交付金	8,822,659	5.7	9,014,317	5.3	▲191,658	97.9
(3) その他	984,232	0.6	1,004,506	0.6	▲20,274	98.0
9 積立金	27,168	0.0	60,451	0.0	▲33,283	44.9
10 投資及び出資金	1,927,404	1.2	1,815,405	1.1	111,999	106.2
11 貸付金	1,230,120	0.8	1,174,853	0.7	55,267	104.7
12 繰出金	15,727,373	10.1	15,916,896	9.5	▲189,523	98.8
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	155,770,762	100.0	168,153,778	100.0	▲12,383,016	92.6